住居確保にかかる費用の賠償について

東京電力株式会社では、帰還される方がご自宅に居住できるようにするために必要な建替え・修繕の費用が十分に賄えない、また、新しく生活拠点を定められる方が宅地や住宅を購入する費用が賄えないといった状況に対する改善の要望に応えるため、平成25年12月に国の原子力損害賠償紛争審査会が策定した「中間指針第四次追補の趣旨」を踏まえ、「住居確保にかかる費用の賠償」の請求受付を開始しましたので、この賠償の内容につきまして以下のとおりお知らせします。

◎事故時点において「持ち家」にお住まいであった方

財物賠償の時価相当額を超える損害が追加で賠償されます。双葉町については、町内全域が「移住を余儀なくされた地域」とされておりますので、「移住先の住居の再取得費用」が賠償されます。

賠償される項目

- 住宅の再取得費用(新築工事費用、家賃)
- ・宅地の再取得費用
- 諸費用(登記費用、消費稅、設計監理料等)

賠償上限額

①住宅の再取得費用

上限額

(〈従前の住宅の想定新築価格〉 - 〈従前の住宅の時価相当額〉) ×75%

- ※従前の住宅が地震及び津波による損害を受けている場合、想定新築価格及び時価相当額からその損害分が 控除されます。
- ②宅地の再取得費用

上限額

従前の宅地面積(250 ㎡上限)×38,000 円/㎡ - 従前の宅地面積(400 ㎡上限)×従前の宅地単価

③諸費用

登記費用(申請に係る手数料等を含む)・消費税等の住居確保に係る必要かつ合理的な費用が、住宅や宅地の費用とは別に賠償されます。

請求のために必要な書類

住宅・宅地を再取得する場合、以 下の書類が必要になります。

- 不動産売買契約書
- 設計 監理業務委託契約書
- 工事請負に関する契約書
- 領収書

など

※なお、移住された後に帰還される場合については、移住した際の費用と帰還した際の費用について、請求した賠償の賠償上限金額の範囲内で賠償されます。

◎事故時点において「借家」にお住まいであった方

新たな住居を確保するための費用として、避難指示区域内や福島県内都市部の借家の平均的な家賃を基に算定した金額が定額で賠償されます。

避難指示区域外の地域を新たな生活の本拠とする場合

新たな借家と事故時点の借家との家賃差額相当額(8年分)及び礼金等の一時金相当額として1人世帯で定額162万円(世帯人数が1人増えるごとに61万円を加算)が賠償されます。 賠償金額は、事故時点の世帯人数を基に算定されます。

避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合

新たな借家に入居するための礼金等の一時金相当額として<u>1人世帯で定額10万円(世帯人数が1人増えるごとに1万円を加算)が賠償されます。</u> 賠償金額は、事故時点の世帯人数を基に算定されます。

◎その他

☆<u>事故時点において持ち家にお住まいであった方の住居確保にかかる費用の賠償の請求にあたっては、「宅地・建物・借地権の賠償」に合意していることが必要になります。</u> (宅地・建物・借地権の賠償請求のためには、東京電力へ固定資産課税情報の提出が必要です。)

☆事故時点において持ち家にお住まいであった方の住居確保にかかる費用の賠償の請求書は、「宅地・建物・借地権」の賠償に合意された所有者のうち、事故発生時点に持ち家にお住まいであったこと を東京電力にて確認できた方に順次発送されておりますが、お手元に請求書が届くまでお時間をいただく場合があります。

☆事故時点において持ち家にお住まいであった方が、すでに建替えや修繕をされていたり、移住先住居を再取得されている場合は、その領収書等をもって賠償金が支払われます。(確定賠償) ☆事故時点において持ち家にお住まいであった方の住居確保にかかる費用の賠償金については、帰還先住居の建替えや修繕、移住先住居の再取得の見積書や売買契約書等に基づいて、概算賠償金が支払われます。(その後、確定賠償にて精算されます。)

☆<u>事故時点で借家にお住まいであった方の住居確保にかかる費用の賠償の請求書については、東京電力に個別に連絡することで送付されますので、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。</u>
☆Q&A を裏面に記載しましたが、不明な点がある方や個別の事情をご相談されたい方は、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専門ダイヤル

電話:0120-926-596 受付時間:午前9時から午後9時

※本資料は、東京電力の公表資料及び請求書の解説書をもとに、双葉町に関わりが深いものを中心に双葉町復興推進課にて編集したものです。

Q & A

この Q&A は、東京電力の請求書の 解説書に記載されている Q&A から、町民のみなさまの関心が高いと 思われるものを抜粋したものです。

持ち家

- Q1 事故発生日以降に別世帯に分かれた場合、双方の世帯が住居確保にかかる費用(持ち家)の 賠償を請求することはできるのか。
- A1 住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償は、事故発生日時点の同一世帯単位での賠償となるため、事故発生日以降に別世帯に分かれた場合についても、事故発生日時点の世帯単位での請求になります。

なお、複数の住居を確保する場合についても賠償上限額の範囲内で請求することができますので、現在別世帯としてお住まいの方が負担した住居確保にかかる費用についても、請求者(所有者)から請求することが可能です。

持ち家

- Q2 すでに移住先を見つけ住居を取得した場合には、今回の賠償の対象となるのか。
- A2 すでに移住先を見つけ新たな住居を取得された方につきましても、当該住居の確保に要した費用のうち、宅地・建物・借地権の賠償金額を超過した部分について、賠償上限金額の範囲内で賠償されます。

また、当座の住まいとして、すでに住居を取得されていた方が、当該住居のリフォームや増築をされた場合や、広い住居に引っ越した場合等においても、負担した費用のうち、宅地・建物・借地権の賠償金額を超過した部分について、賠償上限金額の範囲内で賠償されます。

持ち家

- Q3 従前の住居に複数世帯が住んでいた場合で、今後世帯ごとに分かれて、住居を確保する場合 の扱いはどうなるのか。
- A3 原則として、従前の所有者を請求者として賠償を請求することとなりますが、従前の住居等に対して設定される賠償上限金額の範囲内で、世帯全体で発生する住居確保にかかる費用が賠償されます。

持ち家

- Q4 事故発生日時点は持ち家に住んでいたが、避難後の移住先は借家や老人ホームとする場合、 今回の賠償の対象となるのか。
- A4 事故発生日時点に対象区域内の持ち家にお住まいであった方につきましては、避難後の移住先が持ち家であるか借家であるか等に関わらず、住居確保にかかる費用のうち、宅地・建物・借地権の賠償金額を超過した部分について、賠償上限金額の範囲内で賠償されます。

持ち家

- Q5 老人ホームに移住する予定だが、入居費用等についても賠償の対象とはならないのか。
- A5 老人ホームに移住をされる方につきましては、入居一時金や月々の入居費用、管理費用についても賠償されます。ただし、食費、介護費、光熱費等の入居以外にかかる費用については賠償の対象とはなりません。

持ち家

- Q6 移住先でも借地権を取得したが、地代は賠償の対象とはならないのか。
- A6 原則として住居の取得に要した費用が賠償の対象となるため、借地権取得後の継続的費用は対

象となりません。ただし、借地権の設定費用および権利金相当額が含まれている場合の地代は、 賠償上限金額の範囲内で賠償されます。

持ち家

- Q7 別の所在に住んでいる親の所有する土地に持ち家(建物)を所有していたが、移住先の土地 を購入した場合の購入費用は賠償の対象となるのか。
- A7 購入費用のうち、宅地・建物・借地権の賠償金額を超過した部分について、建物部分にかかる 賠償上限金額の範囲内で賠償されます。

加えて、請求者が土地を所有されていた方の推定相続人にあたる場合には、所有されていた方が同意書(東京電力の指定様式)を提出することで、所有されていた方が土地部分にかかる賠償上限金額の範囲内で請求することが可能です。

持ち家

- Q8 共同で住宅を購入した場合に、連名の証明書類を取得している場合の扱いはどうなるか。
- A8 契約書等の概算賠償に必要な証明書類は、負担した金額に応じて取得することが困難であるため、契約者の名義が連名の場合においては、各々の請求者が負担した金額を申告することで、請求者ごとに賠償されます。

ただし、確定賠償に必要な証明書類については、必ず請求者ごとの負担分にもとづき領収書等を取得するようお願いいたします。

借家

- Q9 事故時点で借家に居住していたが、移住先が持ち家の場合も賠償の対象となるか。
- A9 移住先が「持ち家」か「借家」のいずれかにかかわらず、事故時点で借家に居住していた方は 住居確保にかかる費用(借家)を請求することができます。

借家

- Q10 住居(借家)の確保にかかった費用を証明するため、領収書等の提出は必要か。
- A10 定額での賠償となるため、領収書等の提出は必要ありません。

借家

- Q11 住居確保にかかる費用の賠償を請求したことにより、避難生活等による精神的損害の賠償が 支払われなくなることはあるのか。
- A11 避難生活等による精神的損害の賠償について、住居確保にかかる費用の賠償の請求により、 支払われなくなることはありません。

借家

- Q12 住居確保にかかる費用の賠償を請求したことにより、避難費用の賠償が支払われなくなることはあるのか。
- A12 避難費用については帰還や移住等をされた場合に生じなくなるものでもあり、避難費用が賠償対象となる期間については、避難解除後相当期間まで(移住を余儀なくされた区域については平成29年5月まで)、もしくは、従前住居もしくは他所で取得または賃借した住居を生活の本拠とした時点までといたします。

なお、当面の間は、個々の事情があると想定されることから、住居確保にかかる費用の賠償を請求した事実のみでは避難費用の賠償対象となる期間が終わるとはみなさず、請求者の申告を尊重した上で判断いたします。